

資料 1_(3)

令和3年10月19日

令和4年度における国民健康保険税率等の改定について

答申書
(案)

令和 3 年 月 日

入間市国民健康保険運営協議会

1 答申にあたって

入間市国保の財政状況を見ると、現行の税率と県が示す標準保険税率とでは乖離があり、歳入に不足が生じているが、国保の財政調整基金からの繰り入れを充てることで対応している。令和3年度における入間市の現行税率と標準保険税率との税額を試算した際の差額でみた不足額は約3億円となり、今後の国保財政推計では令和4年度における不足額の見込みは約3億5千万円となる。令和5年度から令和9年度の間ににおいても毎年約2億3千万円から2億4千万円の不足が生じる見込みとなっている。

このような当市の国保財政状況及び埼玉県国保運営方針が示す内容等を基に協議を重ねた結果、令和4年度に税率等の改定を実施することが適当との結論に至った。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による社会的影響が見られる中での改定であり、被保険者の負担増は極力抑制する必要があると考える。このため、財政調整基金からの繰入金を最大限活用した上で生じる不足の見込額1億5千万円を税率等の改定で見込む効果額とすることが適当と判断する。

この規模の改定では県の示す標準保険税率との乖離が完全には解消されないが、被保険者の急激な負担増を避けるためには、段階を踏んで標準保険税率へと近づけていく必要がある。

賦課方式の4方式から2方式への移行は、被保険者の不公平感の解消を図る上でも、県国保運営方針に基づく改定を行う上でも必要であるが、被保険者、特に低所得層の急激な負担増を抑制するため、令和4年度の税率等の改定では見送ることが適当と判断する。

なお、県国保運営方針において、令和9年度までに県内全ての市町村で2方式となることを目指すとされており、次回の税率等の改定の際は、資産割及び平等割を廃止して2方式へと移行する必要がある。

次回の税率等の改定及び2方式への移行の時期については、被保険者の負担を考慮し、2か年の間隔をあけて令和7年度の実施を目安とするが、実施にあたっては、近隣市をはじめとする県内市町村の税率や社会情勢の変化等を的確に捉え、協議を重ねつつ柔軟に判断すること。

以上のことふまえ、令和4年度の税率等について次のとおり答申する。

(1) 医療給付費分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100分の _____ 改定又は 改定なし
当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋にかかる部分に乗ずる割合

100分の 10 改定なし

被保険者均等割額 一人について _____ 円 改定又は 改定なし

世帯別平等割額 3,000 円 改定なし

(2) 後期高齢者支援金等分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の _____ 改 定

被保険者均等割額 一人について _____ 円 改 定

(3) 介護納付金分に対する税率等の設定

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合 100 分の _____ 改 定

被保険者均等割額 一人について _____ 円 改 定

(4) 賦課方式の 2 方式への移行時期

令和 4 年度の税率等の改定では移行を見送ることが適當と判断する。

令和 7 年度の実施を目安とする。

2 付帯意見

国保財政の健全化・安定化に向けては、税率改定だけではなく、更なる収納率の向上や保険者努力支援の獲得、歳出面でのレセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進、特定健診の受診率向上をはじめ各種保健事業の推進などに努められたい。